

中東諸国の法律・司法制度

—国際法とシャリーア—

インテグラル法律事務所

弁護士 田 中 民 之

「カリフ」という称号のリーダーを戴いて「イスラム国」と自称しているグループがイラクとシリアを跨る地域を支配しているとして、毎日のように新聞が報道している。一体この、国際法でいう「国」や「交戦団体」に相当するとはとても思えない組織は、法律的に見ると如何なる存在なのだろうか、そもそもシャリーアは「国家」をどのようなものとして捉えているのか、オスマントルコと共に滅亡したと思われる「カリフ」が何故今になって現れてきたのか、といったことが気になりだしたので、今回は、国際法とシャリーアとを、「国」という概念を中心に、考えてみたい。

まずは国際法の方から考えてみることにする。本稿の標題である「中東諸国の法律・司法制度」から少し離れることを、お許し頂きたい。

1. 国際法における国家

(1) 国際法の沿革と現状

我々が知っている国とは、国際法の主体である「国」或いは「国家」のことであるが、その国際法は、「国際法の父」と呼ばれたオランダのグロティウスの「戦争と平和の法」の出版が1625年であったことから判るように、30年戦争（1618～48年）やナポレオン戦争（1796～1815年）のような、政治的大変動とその後のヨーロッパ社会の秩序を回復するために生まれてきたものであり、その意味では、「ヨーロッパ諸国間

の公法」と呼ぶべき性格のものであった。

しかし産業革命を経験して圧倒的に進んだ技術力を持つに至ったこれらヨーロッパの国々が域外の諸国に進出して行くと共に、この「ヨーロッパ公法」が「世界の公法」になって行った。ヨーロッパと対峙した中東やアジアの諸国は、ヨーロッパの「文明国」に屈服して彼らの植民地にならないためには、この「ヨーロッパ諸国間の公法」を中東やアジアにも適用される「国家間の法規」として受入れざるを得なかったからである。こうして国際法は、「諸国家間の法」とか「国際公法」と呼ばれる法規範に成長して行った。

このような生成の経緯を持つ国際法は、(2)で述べる国内法との差異に照らしても明らかなように、「法」としては未成熟な側面を持つものである。そのため、世界の諸国の政治的・経済的利害関係やイデオロギー面からの離合集散が繰返される中で、国際法は、法として機能しているのか（或いは機能し得るのか）という根本的疑問が付きまとはいるが、第一次・第二次の両世界大戦後は、国際連盟と国際連合という世界的政治機構が結成されたことも支えとなって、国際社会全体の行為規範としての地位を維持している。

(2) 国際法の特性

上記(1)からもお判り頂けるように、国際法は、

いずれもがキリスト教国であるヨーロッパ諸国の慣行や考え方に基づいて作られたものである。しかし、ヨーロッパ諸国はその総てがいわゆる政教を分離した国であるから、その点については、それほど問題とする必要はないであろう。しかし国際法には前述した「法として未成熟な面」がある。ここで「特性」として指摘しておきたいのは、その点である。

国際法を、我々が通常「法」として認識している国内法と比較すると、大きく違う点がある。それは、国内法の場合には、立法機関が制定し、行政機関が執行し、司法機関がそれを裁定するというように、国の構成員である個々の国民とは別の機関が法を作り、適用するが、国際社会にはそのような機関が未だに存在していないため、国際法の定立は個々の国家の意思（すなわち、国家間の慣習と条約）に基づくことになり、その解釈や適用も個々の国家に委ねられざるを得ず、更には、国際法を強制的に執行する制度も存在しない、ということである。この点は、「特性」というよりもむしろ「欠陥」と呼ぶべきかもしれない。しかし国際法に代わるべき国家間の法がない（ムスリムであれば、「シャリーアがある」と言うかもしれないが）以上、我々は、この「欠陥」を国際社会が未熟であるが故の欠陥と考えて、国際社会の成熟化のための努力を続けるしか方法はないのであろう。

ただし補足しておくが、国際社会のメンバーである国家は、新しくメンバーになる国も含めてそのすべてが、国際法に従う旨の意思を表明しており、この「国際法に従う」という国家の意思が国際法の拘束性（法的強制力）の根幹を支えているのであるから、国際法の法規性は維持されていると、一般的には説明されている。

(3) 国際法の主体—国家

その国際法によると、「国」或いは「国家」（以下では「国家」という用語で統一する）とは国

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

国際法の主体（権利義務の帰属先）たる存在であり、その要件（成立要件ないしは構成要件）は、① 住民（国民）と、② 領域（領土、領水、領空）と、③ 政府（統治権力の主体）であるということになる。そして前述したとおり、国際法の定立と適用は個々の国家の意思に基づくのであるから、国家は国際法の（単なる主体に留まらず）主人公である。

国家の成立要件は、内容的にはいずれも大まかなものである。先ず住民について言えば、最小限の人口が決まっているわけではない。例えば1978年に英国から独立し国連にも加盟したツバルの人口は1万人弱で、世界の独立国の中ではバチカン市国について少ないと言われている。次の領域についても最小限の広さの決まりはない。上記したバチカン市国の面積は0.44平方キロで、東京ディズニーランドより狭いとのことである。また統治権力の主体である政府についても、その政体（君主制か共和制か）、政治上の主義（資本主義か社会主義か共産主義か）や形態（民主的か独裁的か）等についての定めがあるわけではない。国連憲章第4条では加盟の要件として、「憲章に掲げる義務を受託し、かつ、この機構によってこの義務を履行する能力及び意思があると認められる…平和愛好国」であることが挙げられているが、それは新たに国連に加盟しようとする国に適用される要件であり、国際法では、アメリカから「ならず者国家」と呼ばれた諸国（北朝鮮、イラン、リビアなど）でも、国際法上の主体であることが認められるのである。

要するに国際法上の国家となるためには、一

定の領土に居住する一定範囲の住民と、或る程度の法と秩序を維持しながらそれらの住民を実効的に統治する政府が必要であるが、それで十分である。それに加えて、既に国際法上の国家として認められている国によって国際法上の国家として認められることが必要であるが、それについては次項で述べる。

以上のとおり、国際法上は国家の政体や統治上の主義についての制限は特にないのであるが、夫々の国は国名につける称号によって自国の政体等を示すことが多い。そこでついでにその点を見ておこう。

もっともこの点についても国際法には特に決まりはないので、例えば国連の常任理事国の例をとっても、「合衆国」(アメリカ)、「連合王国」(イギリス)、「共和国」(フランス)、「人民共和国」(中国)、無称号(ロシア)と様々である。

中東諸国では、「共和国」(トルコ、エジプト、イラク、レバノン、イエメン、スーダン、チュニジアなど)が多いが、共和国に形容文言を付けた「イスラム共和国」(イラン、アフガニスタン)、「アラブ共和国」(シリア)、「民主人民共和国」(アルジェリア)もある。王制の国では、「王国」(サウジアラビア、ヨルダン、モロッコ、バーレーン)と「スルタン国」(オマーン。日本外務省の日本語名では「オマーン国」とされている)がある他、アラブ湾岸の首長国(その実質は王国である)では「首長国連邦」(UAE)や「国」(クウェートとカタール)という称号が使われている。最後に挙げた「国」は、アラビア語でいうと「ダウラ」、英語でいうと“state”であるが、イスラエルはこの称号を使っている。またリビアは、カダフィ政権の後半期には「社会主義人民ジャマーヒリーヤ」という大袈裟な称号を使っていたが、現在はおとなしく「国」(ダウラ)と称しているようである(ただし、リビアの在日大使館や日本の外務省のホームページでは、リビアの国名は無称号である)。なお、

「イスラム国」が称している「国」も「ダウラ」である。

なお、国名に称号を付けない国がないわけではない。前に人口の少ない国として例示したナウルの国名は「ナウル」のみである。その他の国では、例えばマレーシアやトルクメニスタンも、国名に称号を付けていない。

(4) 国際法上の国家承認

このように国家の成立は、本来的には、一定の領域に住む人々を或る程度の法と秩序を維持しながら政府が実効的に統治しているという、事実の問題である(それに加えて、国際法に従う旨の意思も必要であろうが、これもその認定は、次に述べる「国家承認」をする既存の国家に任せられる)が、国際社会にはそれを認定する機関が存在しないので、結局は、既存の国家が新国家の成立を各個に認定することにならざるを得ない。それを国際法では「国家承認」と呼んでいる。

この国家承認は、理屈の上では、国家の成立要件(それは上述したとおり、かなり大まかなものである)が満足されれば自動的に与えられるべきものであるが、それが既存国家の判断に委ねられている結果、既存国家にとって好ましくない新国家が誕生したときは、国家としての成立要件が満足されていても承認しないまま放置する(或いはその逆に、国家としての成立要件が満足されていないにもかかわらず、自国の傀儡国を国家承認する)という、国際法が本来望んでいない事態の生じることが起こり得ることになる。

「イスラム国」のような居場所も行方も定まらぬ地図の上の浸みのような存在が国家承認の対象になるとは到底考えられないが、第1次世界大戦後の当時の帝国主義的国境線引きで攪乱された中東においては、既存の国の国境線の改定や新しい国の誕生が考えられない訳ではない。

その際は、民族的対立や石油を始めとする経済的権益等が錯綜し、恣意的国家承認・非承認・放置などの混乱状態が起こる懸念が払拭できないと言わざるを得ない。

(5) 交戦団体

最後に上記(3)で一寸触れた「交戦団体」について簡単に述べておく。国際法には、或る国で中央政府との間で武力紛争状態に入っている反徒や反乱団体を中央政府や第三国が「交戦団体」として認めるという制度がある。それによると、交戦団体として承認された反徒や反乱団体には一定範囲の国際法主体性が認められ、その交戦団体は、例えば第三国との関係に適用される中立法規上の権利・義務の主体となったり、その支配地域内にある外国の権益や外国人の保護をする義務を負ったりすることになる。また、交戦団体承認後は内戦が国際法上の戦争と看做されることになり、その結果として、承認をした外国は、中央政府と交戦団体の双方に対して、戦時国際法上の中立義務を負うことになる。

このように交戦団体の承認は、国家領域の一部を実効的に支配し、かつ、その領域内の外国の権益（人および財産）を保護する能力を有する反乱団体に対して、その支配地域に保護すべき権益をもっている第三国などが、その権益を保護するために行うものであり、「イスラム国」のように、外国の権益を無法に奪ったり、外国人を殺したり、殺すと言ってその母国を強迫したりする「テロリスト・グループ」を対象とするものではない。

2. シャリーアにおける国家

上述したのは、国際法がその主体として定めている国家のことである。国際法が国家間の慣行と合意（条約）を法源とするのに対して、シャリーアの法源はコーランとスンナ（およびイジュマアとキヤース）であって、両者は異なる

「法」である。従って、国際法における国家とシャリーアにおける国家とは異ならざるを得ないであろうが、社会事象的には、同じ国家の筈である。このような観点からシャリーアにおける国家を考えてみる。

(1) イスラーム草創期における国家

預言者ムハンマドと共にメッカからマディーナ（メディナ）へ移住したムスリム達（ムハージルーン）は、イスラームを受入れたマディーナの人々（アンサールと呼ばれた）を除くと、周囲を全部敵に囲まれており、自らの生存を賭けてこれらの敵と戦わざるを得なかった。異教徒達をイスラームに従わせることは総てのムスリムに対するアッラーの命令であったが、当時のムスリムにとっては、それは自分達が生き残るための必要条件でもあった。その頃のムハージルーンとアンサールを纏めて呼ぶ用語は「ウンマ」である。ウンマはコーランにも出てくる用語で（§21：92「本当に、あなた方のこのウンマこそは、唯一の共同体である。そして我はあなた方の主である。だから我に仕えなさい。」）、日本語では一般に「共同体」と訳されている。

当時のムスリム達が自分達の集団をウンマと呼び、「国」や「国家」に相当する「ダウラ」と呼ばなかったことには、理由があるように思われる。ウンマは元来「人間」に関連する単語であり、共同体であるウンマの構成員は個々の人間である。またアッラーは預言者ムハンマドを通して個々の人間に対して、ムスリムたるべき道（シャリーア）に従うようにと命令している。その意味では、ウンマはコーランやシャリーアに馴染む、適切な用語だったと思われる。これに対してダウラの語根は「回る」とか「移り変わる」という意味であるから、ダウラは恐らく「領土」に結び付く語感を持っている。しかし当時のイスラーム共同体は、領土と呼べるような

確定した領域は持たなかったし、アッラーの命令は個々の人間に対するパーソナルなものであるとするシャリーアの観点からも、当時のムスリムたちの集団をダウラと呼ぶのは不適切であったのではなからうか。

要するに、イスラーム草創期における国家は「ウンマ」であったが、それは、住民と領域と政府とを構成要素とする国際法上の国家とは基本的に違うものであった。

(2) イスラーム発展期における国家

ここでイスラーム発展期と言っているのは、預言者ムハンマドの没後の4人の正統カリフの時代、その後のウマイヤ朝とアッバース朝、および更にその後の混乱期まで（西暦7世紀中頃～14世紀末頃）のことで、丁度、スンニー派イスラームの4大法学派の始祖達やその高弟達によってシャリーアが纏め上げられ、その根幹の形成の結果として「イジュティハードの門は閉ざされた」(シャリーアの解釈への個人的努力は許されなくなった)と言われるようになった頃までのことである。

この時期の初めにイスラームは、西は北アフリカの大西洋沿岸やイベリア半島まで、東はインド亜大陸の西部にまで急速に広がっていった。繰り返しになるが、イスラームは地球上のすべての人間とすべての地域を対象とする普遍性をもった世界宗教であって、その究極の目標は、すべての人間をアッラーに帰依せしめることである。すべてのムスリムとその共同体であるウンマは、この究極の目標の達成のために常時努力(ジハード)しなければならない。上記のように驚異的なスピードでイスラーム世界が広がっていったのは、一つには当事者であるムスリムの心の中でこのジハードの意識が強く働いたからであろう。しかしそれにも限度があり、イスラームの拡張も終点に達し、シャリーアの支配するイスラームの世界の外側には、非イス

ラームの世界が存在し続けた。

イスラームの法であるシャリーアについて言えば、前述したように、シャリーアの基礎はこの時期に形成され、更に古典的な解釈に従えば、その完成にまで至った(イジュティハードの門が閉ざされたのは、シャリーアが完成にまで至ったからである)。

また、イスラームの拡張が終点に達し、その外に存在する非イスラーム世界との接触や折衝が増えて行くにつれ、国家間の法である国際法に相当するイスラームの法も、シャリーアの一部門として形成されていった。しかし、シャリーアの主たる法源であるコーランとスンナはいずれもムハンマド存命中にのみ得られた(存命中でなければ得られなかった)ものであったが、ムハンマド存命中のウンマには国家間の通常の付き合いをしている余裕はなかったから、コーランとスンナは国と国との付き合い方については殆ど触れていない。そのためこの分野のシャリーア(「シヤル」或いは「スイヤル」と呼ばれている)は、ウマイヤ朝とアッバース朝初期のカリフの言動や、当時の隣国との折衝や合意などを基礎に、イスラーム法学者の解釈や理論に基づいて作られているようである。

ところで、国と国との付き合い方を考えるに際してのイスラーム法学者の頭の中には、この時期に至っても、国際法上の国家に相当するもの(上記(1)で述べたダウラに相当する概念)はなかったように思われる。そのためイスラーム法学では、「国家」や「国境」といった法概念に代わるものとして、ダール・ル・イスラーム(イスラームの家)とダール・ル・ハルブ(争いの家)という用語を用いて、国家間の関係と秩序を概念構成している。すなわちイスラーム法学は、ムスリムが住み、シャリーアが適用される地域を「ダール・ル・イスラーム」、それ以外の地域を「ダール・ル・ハルブ」と呼んで、これら二つの家の間での、外交使節の接遇や和平条

約、夫々の家の居住者の権利義務、その他二つの家の関係を律する多くの規範を打出して、これに対応した。またシャルは、平時の法規範に加えて、戦闘行為、捕虜の交換、戦利品の分配のような、戦争および戦時に関連する事項についても定めを置いている。これは要するに、それまでのシャリーアでは必ずしも明確でなかった非イスラーム世界との併存状態を容認した、ということであろう。

以下、シャリーアの下での国家間の関係と秩序を示すために、ダール・ル・イスラームとダール・ル・ハルブ、および、その後加えられたダール・ル・スルフの3つの法概念について、簡単に説明してみる。

A. ダール・ル・イスラーム

ダール・ル・イスラームはシャリーアが支配するイスラームの世界のことであるが、そこにはユダヤ教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒等の非ムスリム達が先住していた。これらの先住民の内ユダヤ教徒とキリスト教徒は、アッラーと同じアブラハムの神を信じ、またその神が啓示した本（聖書）を持つところから、「啓典の民」と呼ばれて保護の対象とされ、モハンマドやその後継者（「カリフ」）の権威を認め、かつ、「ジズヤ」とよばれる一種の人頭税を支払うことを条件に、その生命、身体、財産の安全が保障され、その信仰を維持したままダール・ル・イスラームに住むことが認められた。またゾロアスター教徒やその他の少数派の宗教を信ずる人々も次第に一神教徒であると認められて、啓典の民と同じ取扱いを受けるようになっていった。

この世界ではすべてのムスリムはアッラーの前で平等であり、またその他の住民も、モハンマドの後継者であると看做されたカリフの統治に従う限り、人種や、言語や、生まれた場所等で差別されることはない。またアッラーの命令

であるシャリーアは本来個々の人間に下されるものであるから、シャリーアが支配するダール・ル・イスラームでは、国家や国境といった（人が作った）概念は、存在の場所がない。

B. ダール・ル・ハルブ

ダール・ル・イスラームがシャリーアの支配するいわば「平和の世界」であるのに対して、ダール・ル・ハルブはイスラームの教えを持たない「争いの世界」である。そこでは、内部的に争いが絶えないのみならず、ダール・ル・イスラームとの対外的な争いも絶えることがない。従って、すべての人間が幸福になるためには、ダール・ル・ハルブの全てがダール・ル・イスラームになる必要がある。すべてのムスリムは、ダール・ル・イスラームを守るとともに、ダール・ル・ハルブをダール・ル・イスラームに変えるために努力しなければならない。この「努力」が、シャリーアでいう「ジハード」である。ジハードは一般に「聖戦」と訳され、そのように観念されているが、必ずしも戦争や戦闘行為には限らない。非戦闘的・平和的手段も含むより広い概念である。

ただし以上はかなりの部分が建前論であって、既に述べたとおり、イスラーム法学者が概念構成したシャルでは、ダール・ル・イスラームとダール・ル・ハルブとの併存を容認し、平時・戦時における二つの「家」の関係を律する規範を打出している。

C. ダール・ル・スルフ

スンニー派の4大法学派の一つであるシャーフイー学派では、上記二つの「家」に加えて、ダール・ル・スルフという世界を想定している。これについても触れておく。「スルフ」とはイスラーム法学の用語で「和解」を意味し、先に述べた「ダール・ル・イスラームと平和条約を結んだダール・ル・ハルブの国」等がこれ

に当たるとされる。ダール・ル・ハルブの中にはダール・ル・イスラームと和解して平和的に共存しようとする国があることを認めるわけである。世界をダール・ル・イスラームとダール・ル・ハルブとの二項対立として捉えるよりはより現実的な考え方で、シャルの考え方にも沿うものであろう。

(3) その後のシャリーアにおける国家

モンゴル軍によるバグダードの征服でアッバース朝が滅亡したのは西暦1258年であるが、その前後から中東には、ファーティマ朝、セルジューク朝、オスマン朝、サファヴィー朝等の複数の王朝が入れ替わり立ち替わり現れて、ダール・ル・イスラームの中で並立するようになった。ここで対象とするのは、その頃から現代までの時期である。

この時期においても、世界をダール・ル・イスラームとダール・ル・ハルブの二つ（或いはダール・ル・スルフをいれて三つ）に分けるという考え方そのものには変わりはない（或いは、変える必要性はなかった）が、問題は、ダール・ル・イスラームの中に複数の王朝が並立する（だけではなく、互いに抗争する）ようになったことであった。

シャリーアでは、預言者ムハンマドの没後のウンマ（すなわちダール・ル・イスラーム）は、ムハンマドの後継者であるカリフが導く、と考えられている。ウマイヤ朝とアッバース朝の時代には、（アッバース朝の末期にファーティマ朝がカリフの擁立を主張して混乱したこともあったが）曲がりなりにも一人のカリフがウンマのリーダーとしての位置を保持し、ウンマの統一は一応保たれていた。しかしアッバース朝の崩壊後は、アナトリアにスンニー派の王朝（オスマン朝）が、ペルシャにシーア派の王朝（サファヴィー朝）が生まれ、両者が互いに対立抗争を繰り返す、等といったこともあり、肝心のウ

ンマ自体が分裂状態に陥ってしまったのである。

これではダール・ル・イスラーム（の中の国）は、ダール・ル・ハルブやダール・ル・スルフ（の中の国）と、変わりがなくなってしまう。あたかもそのことを示すかのように、オスマン朝のスレイマン1世は、一方ではシーア派ではあるけれども同じムスリムのサファヴィー朝と戦いながら、他方ではクリスチアンの国であるフランスと友好条約を結んで（西暦1535年）、両国間の「有効かつ確実な平和」と、相互の国民の他国における主権的権利を相互に認め合ったのである。この条約はオスマン帝国が対峙していた別のキリスト教国であるオーストリアと対抗するためのものではあったが、要するに、スレイマン1世は、当時のヨーロッパのキリスト教国と同じように、宗教的信条と対外関係とを切り離し、「国家」の利益を宗教的信条に優先するという政策をとったのである。

このように、ダール・ル・イスラームの中に複数のイスラームの国ができた結果、ダール・ル・イスラームとダール・ル・ハルブの二つを基軸とするシャリーアの世界観が揺らいできた、というのが現在に続く状況であろう。オスマン帝国の崩壊後のトルコ共和国の独立とその政教分離政策や、第2次世界大戦後のアラブ民族主義者達による国民国家構想などが、この趨勢に拍車をかけたことは否定できない。その結果、イスラームのリーダーであるべき筈のカリフの不在も原因して、ウンマの構成員である一般ムスリムの忠誠心は、ウンマから国家へ、ウンマのリーダーから国のリーダーである個人や軍隊へと移って行き、イスラームの宗教に基づく主権観念に代わってヨーロッパを発祥の地とする国民国家的領土観念が強くなり、領土主権、国境、国民の外国渡航といったヨーロッパの観念が、それ程の抵抗もなく一般ムスリムに受け入れられるようになっていったのである。

しかしシャリーアには、上述したように、民族や国家や領域や国境といった概念は元来存在しないのである。あるのは個々のムスリムを構成員とするウンマだけである。だがユダヤ教徒は別として、クリスチャンもムスリムも（そして恐らくは世界の他の宗教的共同体も）、歴史的に見ると、単一のウンマを持つことに失敗している。そこから考えると、「国家」という仕組みを作り出し、それに慣れてしまった人間にできるのは、恐らくは国家と国家が協力することに

限られているのかもしれない。既に述べたように、ウンマは本来は個人を構成員とするものであるけれども、国家を構成員とするウンマで世界の平和が実現できれば、それはそれで良いことではないだろうか。実は、国際法が目指しているのはそのような世界なのである。そしてもしそのような世界が実現したら、（イスラームは本来は平和を目指す宗教である筈だから）そのような世界を「ダール・ル・イスラーム」と呼んでも構わないのかもしれない。